

NPO 法人シャローム 会員制度について

NPO 法人シャロームは障がいを持つ人も持たない人も
共に生きる社会と地域づくりを目指してさまざまな活動をしています。

NPO 法人シャロームの会員制度は、定款により正会員と賛助会員から構成されています。正会員と賛助会員の最も大きな違いは、総会での議決権の有無にあります。それ以外ではほとんど変わりありません。

会員登録をしていただくと、機関誌やホームページを通してボランティア情報が提供されます。また、登録時にあなたのできることを、やりたいこと、やってもらいたいことを申告していただくと、ボランティアの紹介や派遣などが行われます。

同じ地域で生活する仲間として協力し、助け合っていくためのネットワークづくりとして会員制度を考えています。障がいを持つ人も持たない人もともに助け合い、楽しく安心して暮らせる地域の仲間の輪がシャロームの会員制度として広がっていくことを期待しています。

NPO の活動はすべて自主的で主体的な活動であることが原則と考えているため、会員登録による会員としての一切の強制はありません。また、賛助会員については個人情報の守秘義務の観点から外部への名簿の公表も行いません。

シャロームの活動と趣旨をご理解のうえ、一人でも多くの方が会員登録されることを切に願っております。

NPO 法人シャローム
代表 大竹 静子



NPO 法人シャローム 会員登録用紙

NPO 法人シャロームの活動の趣旨に賛同し、下記の通り会員登録の申込をいたします。

正会員

年会費：5,000 円

賛助会員

年会費：3,000 円

ふりがな
登録会員名

〒

住 所

TEL

FAX

携 帯

e-mail

生年月日

性 別

男

女

職業・所属団体等

■ 特技等（ボランティア希望内容等、ご自由にお書きください）

特定非営利活動法人 シャローム

連絡先

オフィスシャローム
（まちなか夢工房 2F）

〒960-8035 福島市本町 5-31 HP <http://nposhalom.net>
FAX 024-525-8285 Mail info@nposhalom.net